

甲府しんきんの 退職金専用定期預金

平成 28年12月1日(木) ~ 平成 29年11月30日(木)

退職金をお受け取りになってから1年以内にお預け入れいただけるお客様が対象です。

3か月ものスーパー定期
の場合

店頭表示金利

+ 年 1.00 %

3か月ものスーパー定期
+ 年金指定・予約の場合

店頭表示金利

+ 年 1.20 %

新型複利定期預金の場合

年金指定予約 お預け入れ金額 お預け入れ期間	年金指定・予約なし		年金指定・予約あり	
	300万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上	300万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上
5年	店頭表示金利 + 年 0.10%		店頭表示金利 + 年 0.30%	
4年以上5年未満				
3年以上4年未満				
2年以上3年未満				
1年以上2年未満	店頭表示金利			
6か月以上1年未満				

☆上記の金利は税引前であり、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われるお利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優ご利用の場合を除きます）

☆自動継続後の利率は、継続日における店頭表示金利を適用いたします。上記の金利は適用いたしません。

☆中途解約時のお取扱い

< 3か月もの単利型スーパー定期の場合 >

満期日（自動継続扱いの場合は初回満期日）前に解約される場合は、上乗せ金利は付加いたしません。

< 新型複利定期預金の場合 >

お預け入れ日（自動継続扱いの場合は継続日）の6か月後の応当日の前日まで（据置期間中）に解約される場合は、お預け入れ日（自動継続扱いの場合は継続日）から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金利率により計算したお利息とともにお支払いいたします。

☆お預け入れ金額：300万円以上、退職金のお受取金額以内

☆お預け入れ期間・種類

- ・3か月もの単利型スーパー定期、新型複利定期預金（最長5年、据置期間6か月）の2種類
- ・お預け入れ時のお申し出により自動継続（元金成長型・利息受取型）をご利用いただけます。
- ・自動継続後は前回と同一の期間・種類の定期預金として継続し、退職金専用定期預金としては継続いたしません。

☆お預け入れ時には、「退職所得の源泉徴収票」や「退職金受取口座の預金通帳」等の退職金受入金額を確認できる資料のご提示をお願いします。

☆すでに当金庫で公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金）をお受け取りになっているお客さまは、公的年金の受け取りを確認できる預金通帳をご提示いただきます。

☆新たに当金庫で公的年金のお受け取りをご指定いただいたお客さまは、「年金請求書」または「支払機関変更届け」をご提示いただきます。

☆57歳以上65歳未満で、新たに当金庫で公的年金のお受け取りをご予約のお客さまは、公的年金の加入を確認できる年金手帳等をご提示いただきます。なお、お預け入れ時に当金庫所定の「年金受取口座指定予約票」に必要事項をご記入いただきます。

甲府しんきんの「退職金専用定期預金」 商品概要

預入金額	<p>300万円以上、退職金のお受取金額以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お一人さま何口でもご利用いただけます。 ・お預け入れは、お一人さまにつき当金庫本支店のうちいずれか1店舗となります。 ・3か月もの退職金専用定期預金（単利型スーパー定期）をご利用いただいた資金を払い戻した同日に5年もの退職金専用定期預金（新型複利定期預金）へ預け替えいただくことはできます。ただし、3か月もの退職金専用定期預金（単利型スーパー定期）をご利用いただいた資金で、再度3か月もの退職金専用定期預金（単利型スーパー定期）をご利用いただくことはできません。
適用金利	<p><3か月もの単利型スーパー定期の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上乗せ金利は当該預金の満期日以降に付加いたします。ただし、自動継続扱いの場合には初回満期日に付加するものとし、自動継続後には付加いたしません。以後も同様といたします。 ・満期日（自動継続扱いの場合は初回満期日）前に解約される場合は、上乗せ金利は付加いたしません。 <p><新型複利定期預金の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記①のお預け入れ金額に応じた表面記載の利率（自動継続扱いの場合は継続日の店頭表示金利）を下記②のお預け入れ期間の区分に従い約定利率として最長預入期限まで適用いたします。 ・一部払戻し後の利率は、一部払戻しをした日以後、一部払戻し後の残高について、下記①のお預け入れ金額および下記②のお預け入れ期間に応じた表面記載の利率（自動継続扱いの場合は継続日の店頭表示金利）を約定利率として適用いたします。 ・据置期間経過後に全部または一部について払戻しを行った時は、払戻しを行った元金部分については、お預け入れ日から払戻し日の前日までの下記のお預け入れ期間に応じた利率が適用されます。なお、一部払戻しによって約定利率が変更になった場合は、約定利率が変更した前後により分かち計算をいたします。 <p>① お預け入れ金額 ア. 300万円以上1,000万円未満、 イ. 1,000万円以上</p> <p>② お預け入れ期間 ア. 6か月以上1年未満、 イ. 1年以上2年未満、 ウ. 2年以上3年未満 エ. 3年以上4年未満、 オ. 4年以上5年未満、 カ. 5年</p>
税金	<p>平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われるお利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優ご利用の場合を除きます）</p>
中途解約時のお取扱い	<p><3か月もの単利型スーパー定期の場合></p> <p>満期日前に解約される場合は、お預け入れ日（自動継続扱いの場合は継続日）から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金利率により計算したお利息とともにお支払いいたします。</p> <p><新型複利定期預金の場合></p> <p>お預け入れ日（自動継続扱いの場合は継続日）の6か月後の応当日の前日まで（据置期間中）に解約される場合は、お預け入れ日（自動継続扱いの場合は継続日）から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金利率により計算したお利息とともにお支払いいたします。</p>
苦情処理措置	<p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部内お客さま意見・要望窓口（9時～17時、電話：0120-115-240）にお申し出ください。</p>
紛争解決措置	<p>山梨県弁護士会民事紛争処理センター（電話：055-235-7202）、東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部内お客さま意見・要望窓口、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）または関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。</p>
その他注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後のお利息は、満期日から払戻日の前日または満期日から書替日の前日までの日数について、払戻日または書替日における普通預金利率により計算いたします。 ・マル優をご利用いただけます。 ・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ・金融環境の変化、募集状況等によっては、お取扱い内容を変更、またはお取扱いを中止する場合がございます。

店頭に「説明書」をご用意しております。詳しくは、当金庫の本支店までお問い合わせください。